

Q & A

Q スマホの貸し出しはいつからですか？

A 初回の講習会（令和3年9月）で、貸し出します。



Q 区が指定する講習会はどんな内容ですか？



A 区内会場で、基本的な操作やアプリの使用方法など令和3年度は4回程度実施します。

Q 今、利用している携帯電話の電話番号は貸し出されるスマホで使えますか？

A 貸し出されるスマホでは利用できません。ご注意ください。

Q スマホの操作について、どのようなサポートを受けられますか？

A 専用のコールセンターを設置します。また、講習会や、区の「なんでもスマホ相談」などもご利用いただけます。

Q お金を使いすぎたり、詐欺被害にあわないか心配です

A 携帯電話料金と合算して行うことができる「キャリア決済」は利用できないほか、詐欺被害を防止するために、悪質なサイトなどを閲覧できないようにするなど一定の制限を行います。また、詐欺被害防止に関する講習会も受講していただけます。なお、利用が難しくなった場合は途中で返却することも可能です。

Q 区から貸し出されるスマホの電話番号を2年後も使用できますか？

A 原則2年間の実証期間終了後は使用できません。

Q 区から貸し出されるスマホの電話番号は選べますか？

A ご自身で選ぶことはできません。

Q これから渋谷区に引っ越しをする予定ですが申し込むことはできますか？

A 令和3年6月30日時点で住民登録があり、居住している方が対象になります。

Q 実証期間中に区外に転出した場合はどうなりますか？

A 対象者の条件から外れるため、辞退届と一緒にスマホを返却していただきます。

Q 区から貸し出されたスマホを家族に貸してもいいですか？

A 貸し出されたスマホはご本人様のみ利用できます。

郵送の際は（裏面）の宛名をご利用ください

